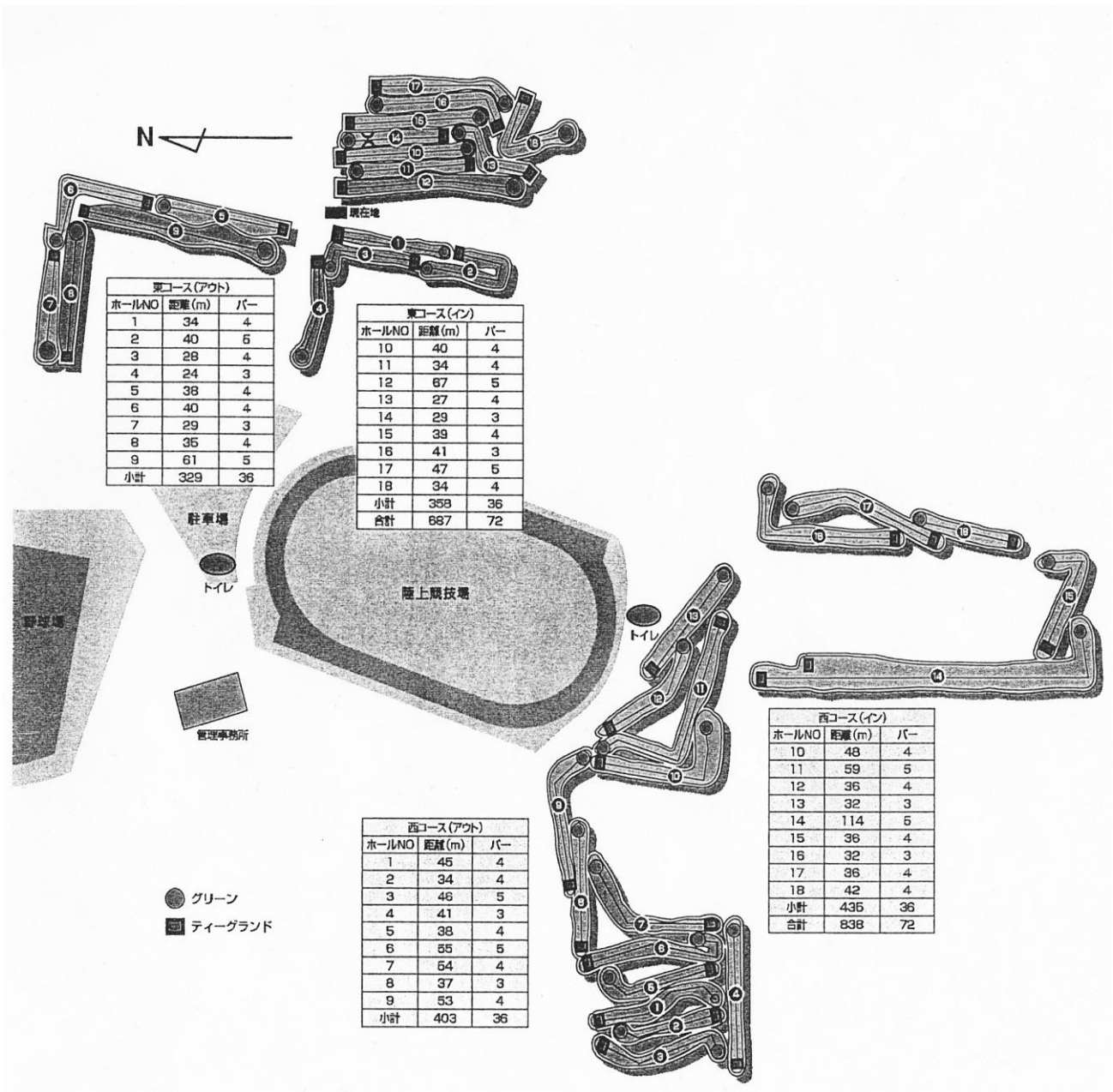


新座市総合運動公園

マレットゴルフ場利用案内



新座市体育施設等指定管理者
 公益財団法人新座市体育協会
 〒352-0022
 新座市本多二丁目1番20号
 TEL 048-482-2002
 FAX 048-478-8013

総合運動公園管理事務所
 〒352-0022
 新座市本多二丁目8番16号
 TEL 048-479-5515
 FAX 048-479-5619

◆施設の概要

施設面積 約 28,400 m²

コース 全36ホール（東コース18ホール、西コース18ホール）

◆利用時間

午前8時30分から午後5時まで（4月～9月は午前8時30分から午後6時まで）

※毎週月曜日（休日の場合は開園し、その直後の平日を閉園）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、休園日のため利用できません。

◆利用区分

専用利用（全コース又は東・西どちらかのコースを大会等で独占利用すること）

共用利用（団体又は個人が共同で利用すること）

個人利用（共用利用で個人が一人1日1回を単位として利用すること）

◆利用の申込み方法等

専用利用の場合（団体の登録が必要となります）

| | | |
|------|--|---------------------------------------|
| 受付場所 | 新座市民総合体育館（新座市本多2-1-20 Tel.048-478-8011） | |
| 受付時間 | 午前9時から午後9時まで ※第2・第4月曜日（休日の場合は開館し、その直後の平日を閉館）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休館日のため受付できません。 | |
| 申込方法 | 「新座市公共施設予約システム」または「新座市民総合体育館受付窓口」にて仮予約申請手続きを行います。仮予約申請後、利用日の1か月前までに新座市民総合体育館受付窓口にて使用料の納入を行ってください。利用日の1か月前以降の申請については、申請から1週間以内に納入してください。納入後、本予約申請となります。（納入後は、原則返金できません） | |
| 申込期間 | 市内団体 | 利用日の3か月前から利用日の前日まで（なるべく2週間前までにお願いします） |
| | 市外団体 | 利用日の2か月前から利用日の前日まで（なるべく2週間前までにお願いします） |

共用利用（団体利用・個人利用）の場合

| | |
|------|--|
| 受付場所 | 総合運動公園管理事務所 |
| 受付時間 | 利用日当日の利用時間内 |
| 利用方法 | 受付用紙に記入（団体利用の場合も全員記入してください）のうえ、自動券売機で「利用券」を購入し、受付に提出してください。 腕章を受取り、プレー中は目立つ位置に着用してください。 腕章はプレー終了後、必ず受付に返却してください。 |

◆使用料

| 区分 | | 使用料（単位：円） | | | |
|----|----|------------------|---------------|--------|-------------|
| | | 午前 （8時30分～正午） | 午後 （1時～5時） | 全日 | |
| 一般 | 専用 | 4,630 | 6,170 | 10,800 | |
| | 共用 | 団体 | 1,540 | 2,060 | 3,600 |
| | | 個人 | 1日1回 210 | | 年間利用 10,290 |
| 子供 | 専用 | 2,310 | 3,090 | 5,400 | |
| | 共用 | 団体 | 770 | 1,030 | 1,800 |
| | | 個人 | 1日1回 100 | | |

【備考】

- ・専用利用で、東西どちらかのコースのみを専用利用する場合は上記の使用料の半額となります。
- ・個人利用の料金は1日プレーを楽しむ料金となります。
- ・スティック・ボールの貸し出しは無料です。（数に限りがあります）希望される方は、受付時に申し出てください。
- ・新座市内に居住、通勤、又は通学している方以外の利用は、上記使用料の倍額です。
- ・子供は中学生以下（3歳以上）となります。
- ・団体利用の申請の際に子供が3分の2を超えているときは、当該団体の利用は、子供の利用とみなします。
- ・入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は所定の使用料に一人1回について徴収する最高の料金に100を乗じた額を加算した額とします。

◆利用上の注意・お願い

- ・ 利用時間を必ず守ってください。利用時間外の無断使用は絶対にしないでください。
- ・ 専用利用以外で利用する時は、プレー中、腕章を目立つ位置に必ず着用し、プレー終了後は速やかに管理事務所へ返却してください。
- ・ 専用利用の時は、「利用（変更）許可書」を必ず管理事務所受付に提出し、係員の指示に従って利用ください。
- ・ 専用利用の申込みは、他の利用者への周知のため、なるべく2週間前までに申込みいただきますよう御協力をお願いします。
- ・ 少しでも多くの方が利用できるよう、専用利用は、東・西どちらかのコースのみ専用利用する場合はなるべく40名以上、すべてのコースを専用利用する場合はなるべく80名以上で申込みいただきますよう御協力をお願いします。
- ・ 大会・競技会等の利用については、事前に係員と打ち合わせを行い、大会要綱等を提出してください。関係機関への届出・許可等は利用前に必ず主催者が済ませてください。
- ・ 整備作業のため、コース又はホールの利用を制限させていただくことがあります。
- ・ 悪天候等（雷雨等）により、利用することが危険であると市が判断した場合、プレー中であっても利用をお断りすることがあります。利用の可否については、管理事務所を確認してください。
- ・ 施設の利用に伴い、施設及び貸出器具等を破損又は紛失した場合は弁償していただくことがあります。
- ・ 小学生未満の子供の利用は、保護者同伴でなければ利用できません。
- ・ マレットゴルフ場施設内の喫煙・飲酒・火気の使用は禁止します。また、ごみ等は必ず持ち帰るようお願いします。
- ・ 危険物、動物等の持ち込みや、酒気を帯びての施設の利用はできません。
- ・ 敷地内において許可なく物品の販売・張紙等は固くお断りします。
- ・ 利用上の決まりを守れないときは利用を禁止させていただきます。
- ・ 一度納入された使用料は原則としてお返し致しません。ただし、市が認める特別の事由発生時においてはその限りではありません。また、利用の権利の譲渡転貸をすることはできません。無断で利用許可内容を変更した場合は利用を取り消すことがあります。
- ・ 専用利用で、悪天候等により利用できなかった場合は、年度内であれば何度でも振替ができます。年度内に振替ができなかった場合は、翌年度の利用期間内に1回のみ振替ができます。
振替の際は、同条件で「予約システム」にて仮予約を行い、本予約の際に悪天候時の許可書を提示して振替を行います。
- ・ 専用利用の取り消しについて
 - ア 利用者の都合によって取り消す場合、利用日の7日前までに還付申請を行うことにより使用料の半額を払い戻します。ただし、利用日から7日以内になると払い戻しできません。
 - イ 悪天候等により市が利用を中止した場合、還付申請を行うことにより使用料の全額を払い戻します。
 - ウ プレー開始後、悪天候等により市が利用を中止した場合、還付申請を行うことにより、利用時間の3分の2を経過していない場合は全額、利用時間の3分の2を経過している場合は半額を払い戻します。
- 還付申請は、利用許可書と申請者の印鑑及び振込銀行口座が確認できるものを持参し、新座市民総合体育館で申請を行ってください。
- ・ 共用利用でプレー開始後、悪天候等により市が利用を中止した場合は、管理事務所の指示に従ってください。

◆施設の利用の制限について

新座市暴力団排除条例の規定に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる利用等と認められるときは、利用等を許可しません。

また、許可した後に暴力団の利益となる利用等であることが判明した場合は、利用等の許可を取り消します。なお、暴力団の利益となる利用等を制限するため、利用等の許可の決定にあたり、必要と認める場合には、所管の警察署に照会する場合があります。

◆個人年間利用券について

申込方法等

| | |
|------|--|
| 受付場所 | 新座市総合運動公園管理事務所（新座市本多 2-8-16 Tel.048-479-5515） |
| 受付時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ※毎週月曜日は休園日のため受付できません。（休日の場合は開園し、その直後の平日を閉園） |
| 申込方法 | 申請書に写真（2.5cm×3cm）1 枚を添付し、料金を窓口で納付 ※申込の際は、本人確認ができるもの（運転免許証、保険証等）を持参してください。 |
| 申込期間 | 3 月 1 日から 12 月 28 日まで |
| 料 金 | （市内）10,290 円 （市外）20,580 円 |
| 有効期限 | 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで |

注意事項

- ・個人年間利用券は個人利用の場合のみ使用できます。団体利用（共用・専用）には使用できません。
- ・他の団体等が大会開催等により専用利用している場合は利用できません。
- ・年度途中で購入する場合、月割り・日割りはいたしません。
- ・途中で解約した場合、返金はいたしません。
- ・個人年間利用券の貸与及び譲渡はできません。
- ・紛失等をした場合は、個人年間利用者であることの確認ができない方に対しての再発行はいたしません。
- ・利用の際は、総合運動公園管理事務所にて、個人年間利用券を提示し、腕章を受取ってから利用ください。

マレットゴルフのエチケット

- 他のプレーヤーが打つときは静かに見守りましょう。
- 他のプレーヤーの妨げにならないようにプレーしましょう。
- ホールアウトしたら速やかにグリーンから出ましょう。
- 先にプレーしているグループの安全が確認できるまで、次のグループはインプレーしないでください。
- 他のプレーヤーの近くで素振りなどしないようにしましょう。
- 芝生保護のため、スポーツシューズ又は芝生を傷めない履物でプレーしましょう。
- むやみにコースを傷つけないように気をつけましょう。
- ショットによりできた穴などは埋め戻しておきましょう。
- コース内は禁煙です。
- コース内では、管理人の指示に従い、楽しくプレーしましょう。
- 安全には特に注意し、怪我などの無いよう楽しくプレーしましょう。